

総社市職員コンプライアンス条例施行規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市職員コンプライアンス条例施行規則等の一部を改正する規則

(総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正)

第1条 総社市職員コンプライアンス条例施行規則(平成26年総社市規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(コンプライアンス推進会議の組織及び運営) 第3条 略 2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、 <u>教育部長</u> 及び総務課長をもって充てる。 3～8 略	(コンプライアンス推進会議の組織及び運営) 第3条 略 2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、 <u>教育次長</u> 及び総務課長をもって充てる。 3～8 略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(平成17年総社市規則第33号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
組織	職	区分	組織	職	区分

改正後				改正前			
略				略			
教育委員会	事務局(教育部)	部長	略	教育委員会	事務局	教育次長	略
		略				略	
略				略			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。